第４回廿日市市景観審議会会議記録　要旨

１　会　議　名　　第４回廿日市市景観審議会

２　開 催 日 時　　平成２８年１０月１８日（火）　９時３０分から１１時４０分まで

　　場　　所　　廿日市市役所 ２階 ２会議室

３　出 席 委 員　　稲田恵子　・岡本礼子　・梶本歌子　・佐藤　洋

三浦浩之　・森保洋之　・中山隆弘　・細見　恵

吉田正裕

　　欠 席 委 員　　正木文雄　・山田延弘　・塩田ひとし

４　議事

（１）　開　会

（２）　議　案

第１号議案　会議録の公開について

第２号議案　はつかいち景観百選の審査方法等について

１　はつかいち景観百選の応募状況と一次審査（案）について

２　はつかいち景観百選の二次審査（案）について

３　はつかいち景観百選の活用方法について

５　公開、非公開の別　　公開

６　傍聴人の人数　　１人

７　発言の要旨　　別紙のとおり

８　事務局職員　　建設部都市建築担当部長　向井敏美　・都市建築担当次長　久保伸治

都市計画課長　上原寿文　・専門員　坂田和典

主事　常石佳那

９　説　明　員　　都市計画課長　上原寿文

10　アドバイザー　　地域計画工房　山下和也　・地域計画工房　増村嘉大

11　結　　果

第１号議案　　大枠は原案のとおりとし、会議録の要約版は論点を分かりやすく掲載して公開する。

第２号議案　　１　現在の審査方法で一次審査は事務局が行い、全作品を二次審査に上げる。

２　二次審査は評価の高い作品を選定し、作品ごとのタイトルは視点場と対象物という形で整理する。詳細な審査方法は今後の審議とする。

３　どのように活用するかは今後の審議とする。

12　発言の要旨

（１）　開会挨拶

（２）　審議会成立の報告

（３）　第１号議案　会議録の公開について

〈A委員〉

（１）番目の会議録の欠席委員への配付の件ですが、全てを記載した会議録と要約記載をした会議録要旨という２つの形式があります。審議内容を短時間で的確に理解するには、要約記載されたものの方が良いと思います。

〈B委員〉

できるだけリアルに、臨場感豊かに見ていただくといいなと。そういう意味では、よく見たい人は全部、そうでない人は要約すると。

〈B委員〉

出だしのところは、大事な論点があったので、原案としてはということでまとめてくださっています。

〈A委員〉

臨場感のある会議録、それを今度は公開する場合には要約で出されるのか。

〈B委員〉

それは、審議会に諮ってということで、公開を提案しているわけです。その提案で、原案が事務局から出てきたわけですけれども。私の提案の趣旨は、議事録は公開する。ただし委員の名前は伏せる。そして一般市民の方に見ていただくわけだから、できるだけリアルにしたいものの、その少し手前というふうなことかなと思っております。

まとめ過ぎると私の趣旨と離れるし、このぐらいのボリュームであれば、雰囲気は出るのではないかなとは思いますけれども、いかがですか。２時間ぐらいの会議で10ページを超える程度であれば、雰囲気を伴った形の議事録になるかなという気持ちで伺いました。

〈A委員〉

私は、これ自体を見ての感想ですが、審議会としての審議揺らぎと流れがよく見てとれて良いような気がします。

〈C委員〉

まず（１）の欠席委員の配付は全て載せたものですね。

〈B委員〉

そのほうがいいでしょう。

〈C委員〉

それをここに、わかるように記載していただけたらありがたいですね。

（２）以降が比較的一般市民の方を対象にした問題ですね。

これホームページだけなんですか、基本的には。

〈事務局〉

はい。一応、基本的にはホームページへの掲載です。

〈C委員〉

結局、関心のある方が見られるので、二、三ページにまとめる必要は特にないんですね。
〈Ｂ委員〉
先ほどの質疑ということでお尋ねしていますけれども、よろしゅうございますか。
〈Ｃ委員〉
確かにもうちょっとコンパクトなほうがいいと。
〈Ａ委員〉
パソコンで見るのであれば、もうちょっとコンパクトなほうが捉えやすいかもしれない。
〈事務局〉
もう少し削いでもいい面もあるかなとは思ったんですけれども。
〈Ｂ委員〉
イメージは、10ページぐらいなんです。大体、議題が幾つあっても、時間でいけば10ページにまとめれば雰囲気は伝わるというのが私の経験上のことなんです。
〈Ｃ委員〉
ホームページにアップするんであれば概要のさらにコンパクト版と、興味のある方はそれを見てこちらを検索することは簡単です。
〈Ｂ委員〉
まとめ過ぎないことの理由のもう一つは、応募数は少ないですよね。ですから、議事録を見たい人がおられて、それが一つの景観に対する振興につながるということもあるかなと。10ページ程度あれば２時間分は雰囲気は伝わるというふうに思いますけれども、よろしゅうございますか。
〈Ｄ委員〉
10ページというのは、ちょっとＷＥＢ上で見ても結構長いですよね。先生がおっしゃる臨場感、一般の市民にとっては、そこまで必要なのかということがあるので、論点が何で、読めば流れとか、どうしてそうなったかということが、非常に最初その応募数が少なかったと、それに対して事務局側の努力とか、ほかのいろんな方にしてもらえれば良いということがわかるような形になっていると入りやすいということはあるんじゃないかと思います。
〈Ｅ委員〉
全体が見えていますので、これぐらいまでで大丈夫かなと思いました。
〈Ｂ委員〉
できるだけ一般の方に見ていただくというときに、10ページというのは理解に苦しむ場合がある。内容によっては、一般の方はわかりませんよね。ですから解説をちょっと加えないとまずいと理解しておりました。
まとめるのは、事務局に任せると。論点のことと、専門的過ぎるのでわかりにくいんじゃないかという、この２つに応えるために、ちょっとしたコメントが必要であれば、それも入れて10ページ程度以内にまとめようというぐらいでいかがでしょうか。
〈Ａ委員〉
異論ないんですけれども、今回、議事録の署名委員ですけれどもそれも念頭に入れた上で議事録に押印するわけですか。
〈Ｂ委員〉
それはありがたいですね。
具体的に申し上げると、事務局が１週間で一字一句拾ってきて、私が赤をたくさん入れてお返しして、それを直していただいて、というのが一応現行です。それを直したものが議事録署名委員の方に渡る。それを見ていただいてサインして押印していただくという形なんですけれども、トータルな議事録でコメントがあれば……
〈Ａ委員〉
議事録の閲覧のほうが先ですね。全てを記載するという形で回ってくるわけですから。
〈Ｂ委員〉
そうです。お願いしたいのは公開用のコメントのときの論点という意味の気づきをしていただくこと。事務局がつくったものを私が見て直したものを、Ａ先生に見ていただいて、よろしければ押印、それからここはおかしいよというのは言っていただく。オープンのときにこ

ういうことをちょっと加えていただくと一般の方はわかりやすいですよということをコメントいただければ、それを参考にしたいと思います。

〈F委員〉

１つは、最終的にその回の会議で何が決まって、何が積み残されたかというのは、ちょっとまとめに入れるのか。そこをやっぱり最後にまとめておくことは必要かなと思いました。

〈B委員〉

１回目、２回目はどうされるんですか。今までの。

〈事務局〉

こういう形でいいというふうになれば、前々回のもあわせてちょっとコンパクトにしたいと。

〈G委員〉

これを載せるときに、初めてホームページを開いて見たときに、雰囲気を深めるようなものを一緒に提示するのはいかがでしょうか。読んでいただきたいと思うので。

〈B委員〉

会議の雰囲気の写真が１枚入っているだけでも大分違うかもしれませんね。

〈G委員〉

眺めが入っててもいいので。

〈B委員〉

大事なことだと思いますので、議事録に残していただくことと、写真１枚が入るとかというようなことがあってもいいかもしれませんね。事務局のほうでご検討ください。

〈事務局〉

ホームページ、景観審議会で開いたときに、その審議会の横に景観審議会のときの景観の写真と審議会の会場の写真をあわせて載せていることだったらいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〈B委員〉

その中にこれが公開されるんですね。

〈事務局〉

はい。見ると文書はついていると。

〈B委員〉

写真つけてよろしゅうございましょうか。

〈事務局〉

欠席をされた委員さんだけを対象にという話なんですけれども、全部の会議録でなくても要約で良いよということであれば、そのご希望の形で配付をするし、出席された委員さんからも、振り返って見たいからというのがあればお配りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

〈B委員〉

写真についてお認めいただけましたが、よろしゅうございましょうか。それでは、第１号議案は会議録の公開ということで、先ほどの会議資料の公開に関する資料が出ましたけれども、何が決まって何が積み残されたかということを含めて、会議録の全記録版と要約版、要約版については公開するということで、お認めいただいたということでよろしゅうございますか。

（４）　第２号議案　はつかいち景観百選の審査方法等について

　　１はつかいち景観百選の応募状況等と一次審査（案）について

〈B委員〉

応募状況の、６ページのイのところの応募状況の173件というのは、これは景観の対象が173なのか、応募者が173人なのか。それはどちらですかね。

〈事務局〉

作品数ですね。

〈B委員〉

対象となる景観が173件と考えていいんですか。例えば同じものが幾つかあった場合には、これ１つと数えたの。

〈事務局〉
はい。
〈Ｂ委員〉
そうすると、ワークショップで203件というのは、そういう意味の203件であるということですね。
〈事務局〉
はい。
〈Ｅ委員〉
事前にいただいている資料に177の写真があるんですが、この173とは４件ほど数が合いませんが。
〈事務局〉
応募いただいたのが全部で173件で、写真が177件あるのは、今回、該当しないと判断し除外する４件、これも含めて全部で177件ということです。
〈Ｂ委員〉
次、対象外が４件ですけれども、リストが７ページ目の下に４件ございますので、確認させてください。
それから、調査項目表というのがございますが、この39ページの横並び全部についてやりますということですよね、事務局は。だからこの表は参考であって、同じようなことを全部しますと。そうすると、この形式のものも我々に提供していただけると、そういうふうに考えてよろしいんでしょうか。
〈事務局〉
はい。
〈Ｂ委員〉
それから、次は10ページと11ページです。やはり審議会としては視点の２がとても大事で、それ以外のところは事務局の案に、議案バージョンであるということになるかなというふうに思いました。内容的には結構であると思いますが、②番の行事等が活発に行われているところの調整が要るなと。それから視点２は、やはり審議会としては一番大事なことですから、視点２を中心にして見せていただくということにならざるを得ないのかなと。そのためには事務局がつくられたものは参考になるというふうに理解をしたいと思いました。
〈事務局〉
今、②のほうの括弧書きの中に、確かに「建物等は壊れていない」というのがあるんですが、その後ろの「行事等が活発に行われている」というのは、視点４の「（景観を守り、活かす）活動・取組の度合い」のところの、⑫で「活動、制度などが行われている」というふうにダブっておりますので、これちょっと②のほうは考えたいと思います。
〈Ｂ委員〉
そうですね。ほかはどうでしょうか。私は、視点２は景観審議会としてはとても大事。ほかのところは行けないので、わかる範囲で見ると。そうすると事務局の案が参考になるというふうに理解したいというふうに思っています。
〈Ａ委員〉
これは６ページですけれども、応募者属性の話ですが、その前のページに小学校、中学校、あるいは高等学校等、いろんな啓蒙活動をなさっているわけですよね。これ応募属性になりますと、また20代からとなっていますが。これは市民による景観百選の応募者は、成人男女に限っているということなのか、あるいはもっと幅広く募集はしたのだが、応募者が20代からしか出なかったのか、そこのところ教えていただけますか。
〈事務局〉
子どもを除外するのではなくて、10月に入って、10作品ほど小学生の方からの応募が実際にはございましたので、これにはまだ反映をしていないという状況でございます。それと、今年、高校のインターハイの文化版に、高校総文というのが広島で開催をされまして、応募用紙をお渡しして、応募を期待しておりましたが、なかったというのはありました。
〈Ｂ委員〉
それで、皆さん方にご了解いただきたいと思うんですが、最初につくった景観百選のパンフ

レットは子ども用でなくて、子ども用が要るでしょうと。それから、もうちょっと簡素に、裏表程度ということで事務局がつくってくださいました。それで、ある程度、先ほどのプロット図を見ると主なものは載っている。ですから先ほどの地点数でいうと203地点については、市民の関心を図れることである。つまり、これから景観について振興する必要があるというふうなことで、論点としては、この段階で百選をまとめることをして、これから育てていくと。

〈A委員〉

現在の廿日市の景観百選、10年ごととか何年かのターム的なスパンで今後進めていくということも、ここでは審議するんですか。

〈B委員〉

確かに最初の段階で、一次選考をやってこれから育てていくと。その結果この状況であると。200点を超えるものが集まっている。そしてマップによるプロット図を見ると、ほどほど、大体散らばっていて、結果的によかったなと。。ただし全体の関心は、ちょっと薄いなと。これから育てなければいけないというふうに今感じるわけですね。ですから、その次の段階で、ほかのところもやって、何年か後に束ねて審議会でやるということもあり得るので、育てる景観、審議というふうなキーワードで考えております。

〈B委員〉

一応、１ラウンド下書きができたと。先ほどの活動については見直しますと。問題がなければこのままでいくということになろうかと思います。

〈F委員〉

10ページのところのチェックリストの③ですね、「視点場と景観資源の間又は背景に、気になるものがない」という資料なんですが、例として「景観に邪魔するものが写っていない」という書き方になっているんですね。これはあくまで写真のテクニックで、今回、写真のコンテストじゃないわけですから、もう③そのものをやっぱり気にしなければいけないのかなと思います。写真を見ていくと、本当にクローズアップしたような写真とか、切り取ったような写真が結構多いので、そうなってくると視点場からのどう眺めたというよりも、写真でどう切り取ったかとなってしまうかなと思います。

〈B委員〉

ありがとうございました。これは、事務局のほうで１ラウンド見ていただいた状況からすれば、どんな感じだったんですか。

〈事務局〉

目で見た、肉眼で見た風景は、そのとおりだと思います。

〈A委員〉

その視点場の話ですが、現時点では確かに良い景観なんですが、３、４年たったらその前の樹木が随分伸びてしまって全く景観が阻害されてしまっていた。そういう事例が幾つかありそうですが。景観百選に選抜されたものは、そういう邪魔になる樹木をカットアウトしてその景観を維持するのでしょうか。

〈B委員〉

きょうの３番目のところがそれなんですけれども、視点場の整備といいましょうか、要するに守っていこうと。ここの場所を守らないといけないわけですから、いけるようにするということで整備をするというようなことは、廿日市さんのほうではやりたいというふうな提案がございますので、そのときでよろしゅうございますか。

〈A委員〉

わかりました。

〈C委員〉

少し関連しますけれども、10ページの一番下の⑪ですが、「ゴミなどの環境を阻害するものはない」と。これも、例えばごみを除去すればいいのかとか、落書きは消せばというので、さっきの話と少しリンクすると。それと、この総合得票数というのが14.8とか、そういう数値がふえていますが、二次選考までもっていくのか、そういうことは関係なく、全部二次審査にもっていくのかというあたりは、どうなるか議論していましたかね。

〈B委員〉
今の事務局の提案は４件を除いて作業に入る。ただ、４件除いていいかどうかは事務局の考えで、審議会として判断してくださいということです。
〈C委員〉
ここに数値が出ていますよね。
この数値をどう活用するのかで順位づけは最初にはしないと、どう生かすのかということをちょっとお聞きしたいんですけれども。
〈B委員〉
実はこれは、きょうの案文は、このテーブルで言えば横軸を丁寧に見ようという見方なんですね。審議会委員としては二次審査のところなんですね。これ一次審査は事務局がやると。これを我々は参考に使わせていただく。
〈C委員〉
一応、全部上がっていくわけですね。
〈B委員〉
上がっていきます。
事務局の案は参考にすると、我々はこの中では、多分視点の２番ですかね、これを中心にやる。先ほどの資料で言えば括弧の中の点数が多いのはいいことだと、そういう理解になると思うんですけれども。
第２号議案のその１ということなんですけれども、全体としては、②番の行事のところでは手直しをお願いしたい。評価についてはご確認をお願いしたい。　事務局のほうでお勧めいただいたものは、我々として参考として使わせていただければということになりますので、議題の１番についてはわかりましたよということになると思います。
〈E委員〉
得票数とかには関係は全くないんですけれども、廿日市市の場合は、これは応募者がつけた名称だと思うんですけれども、この中の一つで、例えば「六丁目の眺望」とかいうのがありますね。それでいいんだということなのか。
〈E委員〉
ヒトというのもありますね。
〈B委員〉
これが広島市の今の現状ですけれども、どこどこの視点、どこどこからどこどこを見てという形でまとめてあるんですね。これは１回チェックする必要があるなと。ですから見方によってですけれども、選ばれた段階でやろうよということでいかがでしょうか。参考までに、広島市はこれを市民に配って５つ選ぶと。それを集計するんだと、こういうふうなことでよろしいですか。
〈E委員〉
はい。
〈B委員〉
それでは、２号議案の１番が終わりましたので、先ほど申し上げたとおり10分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。
　　２はつかいち景観百選の二次審査（案）について
〈B委員〉
それでは、先ほどの13ページの１番を２と変えた２番、二次審査（案）についてです。
ウですけれども、視点の２の評価が低い景観についてという形で話がスタートしているんですけれども、よい景観、百選に選びたいという景観があって、その選ばれた景観が、何か問題があって選ばれたがマイナスだと、というふうな見方もあると思うんですよね。
だから、景観として高い、選ばれる景観、選びたい景観から問題があれば省こうと。それから地域的なバランスであるとか、対象のカテゴリーとの関係は、それはつけたほうがいいですね。その点は、事務局にまずお伺いしたいのは、審査の手順としてできるだけ選びたい景観であって、その選びたい景観が問題ないかどうか、それから百選を選ぶときに地域的なバランス、対象物のバランスをとって選ぶというふうな形が、自然な形かなというふうに思う

んですけれども、その点どうでしょうか。よいほうから選ぶ、選びたいほうから見るということなのか、評価の低いものから見るということなのか、いかがかなと思います。
〈C委員〉
評価が高いほうからではないでしょうか。
〈B委員〉
そういうふうに理解してもよろしゅうございますか。
〈事務局〉
はい。
〈E委員〉
視点２の評価の高いものをやはり重要視していかなくてはいけないんだと思うんですが、選ばれてないところでもっと素敵なところが抜けているようなところを、どう上げていくのかなというのがちょっと気になったんですよね。
〈D委員〉
視点２の議論と、②の論点とちょっと一緒にしにくい点だとは思うんですけれども、無理やりここで100決めてしまうのかということでもありましたね。そうすると、先生おっしゃるように、もっといいところいっぱいあるのに出てないじゃないかと言う人は必ずいると思うんですよね。そのためには、この中で余韻あるものを選んどくのかというところは議論の余地だと思います。
〈A委員〉
選びたいほうから景観を選ぶということですね。
〈A委員〉
それは②で、ベースは100にはこだわらないと事務局のほうでも配慮なさっています。ただ、あたかもはつかいち景観百選と、決まっているような感がしますが、もっと本審議会の思いがあらわれるようなタイトル、名称、そういうものが他市町村の事例があればご提示願って、それを参考にタイトルを考えていきたいと思っていますけれども、どうでしょうか。
〈B委員〉
市民が選んだというキーワードがこれへ入らないかということですよね。
〈A委員〉
そのあたりも含めて、もうちょっと幅がある、あるいは他の事例でおもしろいものがもしあれば、資料をご提示願えればと思っております。
〈B委員〉
事務局から、第２回目の資料で、たしかほかのまちではどうであったかというふうなテーブルが出たんですね。Ａ３の何枚ものかでしたけれども、あれを思い出しているところでございますけれども……
それも見直しながら、それから最近、ほかの自治体でもあれ以外にも結構やっていますので、少しこの段階で見直してみて、タイトルをできるだけ市民の心に響くような、そういうタイトルがよいかなと思います。
〈F委員〉
ここのウのところで書いてある文章で、今回の方法を見ながら気をつけていただきたいと思っているのが、今の整理はあくまで応募された写真でなっておるんですね。やるんであれば、視点場と対象を整理して、その中で、ある視点場とある対象物の写真として幾つか、複数が実はあるという整理をしないといけないんじゃないかなと。今のままでいくと、写真コンテストを一生懸命やっていることになってしまうと思うんですね。その辺は気をつけないといけないかなと思います。あくまで景観として視点と対象物というものの整理が必要かなと。
〈G委員〉
この景観百選が、今回、１回目だとして、これを毎年するのか、隔年するのかということが、３年ごとなのかということがあると思うんですね。今回初めてで、これを見られた方が、２回目のために何となくカメラを持ち歩いて、何となくｉＰａｄを持ち歩いて、撮っていらっしゃるということがきっと始まると思うんですね。それを見越してまとめ方とかというのもあるかなと思うんですね。

〈B委員〉
まず、タイトルは、「景観百選」はここまで動いていますから使うとして、副題をつけるとか、何か心に響くようなことができればいいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。
それから２番目は、ワークショップ等で選ばれたもの、抜けているものというところについては、今後に余韻を残すということが大きなことになると思うんですけれども、まずは10月いっぱいが応募締切ですので、今回載せたいということで、できるだけすると、それから今後に託すという二段構えでいかがでしょうか。
それからあと、視点場と対象物というのは、わかりやすいと思いますので、その視点場と対象物ということで整理されるとよいと思います。視点場は写真でわかるものですか。どこから写真撮ったということが。大体わかるものですか。
〈D委員〉
大体わかると思います。
〈F委員〉
対象物が何であって、視点場がどこどこという、こういうふうに整理をしないといけない。
〈B委員〉
そうですね。タイトルは後で検討しましょうと。そのときにここに関係づけて、先生のおっしゃるとおり視点場と対象物というような形で表現を整理すればよいというふうな理解もできるかなと思いました。
よりよいものを選ぶというふうな形で、百選ということであったのならば100でなくてもいいと。常識的に80を超えたほうがいいと思いますけれども、事務局の案も限定しなくてもいいと。この点どうでしょうか。これからの審議に向けての具体的な最後の段階になると思うんですけれども、気持ちとして、考え方としてそれだけは持っておこうというふうなことで、よろしゅうございましょうか。
〈C委員〉
最終的にはどういうふうな二次審査になるのか。15とか100とるんだと決まっていなければですね、委員のうちの、２割ぐらいの人が、ああ、これはと言われたら、もうやめるのかとか。それはいつ決めるんですか。
〈B委員〉
先ほどのこの事務局の資料は横軸なんですよ。つまり１番についてどうだ、２番について。私が何回も申し上げているのは、１番から何番かまであったときに、これは例えば外したほうがいいと、あるいは逆に言えば選びたいと。何かの、例えば50選、選んでくださいよと、あるいは100選を気にせずに、これ選びたいやつに丸つけてくださいよということを、例えば我々が100すると13分の何人となりますので、その仕組みを今後考えていくということで。
〈C委員〉
はい。
〈B委員〉
ちょっと写真見て、文字が書いてあるのがあるんですね、写真に。これは選ばれたときには外していただけるんですか。
〈事務局〉
そうですね、友和小学校、24ページの銀杏の二つあるんですが、八幡神社ということで友和小学校が出てきた。
〈B委員〉
今後に向けてということで５点ありましたけれども、今後の審議会運営に向けては、次にいきたいと思います。以上、２つ目のことを終えてよろしゅうございましょうか。

３はつかいち景観百選の活用方法について
〈B委員〉
この件は、きょう全部結論が出なくてもいいということなので、お目通しいただければということと、今の段階でコメントしたいというところに限定して伺いたいと思います。

〈D委員〉
市民の方の視点に立ったような写真を集めるわけですよね。先ほどからちょっと課題になっている視点場ですね、視点場の発見ということがあると思うんですよね。ここはどこからどういうふうに見たら、こういう風景があるんだということを、知らないところは出てくるんじゃないかなと。それが期待なんですけれども、そこの視点場に立って、こういう風景があるんだということが、いろんな新しい部分もちょっと何か逆にアピールできるようなことはちょっと考えていただいたらいいんじゃないかなと思うんです。多分、廿日市では、宮島だけではなくて、もっといっぱい素敵なところがあるだろうというふうに思うんですね。そこの場所をちょっと何かの形でアピールしていける方法をちょっと考えていただけるといいと思います。
〈G委員〉
子どもたちの目線だとかで極楽寺だとかそんなところでスケッチ大会があったら、子どもの目線でまたいろいろな角度の違うものができるのでいいんじゃないかなと思います。今、お話聞いていながら、多分いっぱい今出ている写真等の中に、年齢による視点の見方の違いなどもきっとあると思うんですね。60代、70代、80代の方が撮った写真と、小学生が撮った視点で、同じ場所の視点場でも見方が違っているので、それをどう評価して、どう提示するのかというのは難しいとは思いますけれども、何らかの区別があってもいいかなと。同じ百選の中ではあるのかもしれませんけれども、何らかの見方の違いが見れたらいいなと思います。
〈C委員〉
媒体の話なんですけれども、14ページ、最後の、今ご説明いただいた14ページの下から３行目、観光周遊コース、観光周遊マップづくりと。それでどういう媒体を使うかということで、市ホームページの掲載というのもあるんですけれども、最近の若い人の感想で、よくインスタグラムを利用して何かおもしろいことをしますね。そのためには予算と、スタッフというかマンパワーが非常に必要ですから、そういう新しいツールをどう利用するかとかいうのも、可能な範囲で検討されてもいいのかなと思います。
〈B委員〉
廿日市の旧街道、西国街道沿いで、市民がプロットすると、昔の廿日市の町並みが出てくると、そういうことですね。それはお金もかかるんですけれども、手間もかかるんですけれども、それから１回つくると更新しなくちゃいけないので後のケアも大変なんですけれども、今後はそういう媒体になってくるでしょうね。
それで、全体は終わったんですけれども、第２回目のときに、６つほど、これからの景観審議会が検討しなくちゃいけない課題を上げさせていただきました。景観重点区域が１番、２番目が景観協議会、３番目が景観協定、それから４番目が景観行政団体、５番目が景観資産の登録制度。これは、これの88ページに書いてありますけれども、それから６番目が風致維持向上計画とのリンクというものであって、その６番目が今回のシナリオに入っているということです。つまり景観法と歴史まちづくり法は表裏の関係があって、景観法で規制して、歴史まちづくり法で支援すると、そういう関係にありますので、提案されたということが時宜を得ているかなと思っております。ほかにも幾つかあることをお忘れなくということで、申しました。
きょう、最後、慌てて進めた格好になってしまって、また進行役の不手際をお許しいただければと思います。
それでは、きょうの審議、全て終了いたしましたので、事務局のほうにお返しいたします。

（５）　会長挨拶